

キャッシュレス財投融資の御案内

経済産業省では、2025年のキャッシュレス決済比率4割を目指すとの政府目標の実現に向けて、キャッシュレス決済の推進に取り組んでいるところです。

キャッシュレスの推進にあたっては、中小・小規模事業者の皆様方から、「キャッシュレス決済を導入したいのだが、売上金の入金サイクルが長期化し、資金繰りに影響しないか心配」といった声もお伺いしていたところでした。

こうした課題に対応すべく、今般、(株)日本政策金融公庫により、キャッシュレス決済に対応するための(長期の)運転資金を、低利(特利①)で貸し付ける融資制度が新設されました。

(低利貸付制度である「企業活力強化資金」の対象に、「キャッシュレス決済の導入により生産性向上をはかる者」が追加されたものです。)

本制度については、本日2月14日(金)より正式に運用が開始され、融資の受付を開始することになりましたので、皆様にご紹介させていただいたところです。貸付制度の詳細については、別添のチラシをご確認下さいませ。

皆様方におかれましては、是非、本貸付制度について、会員企業の中小・小規模事業者の方や、近隣の事業者の皆様方に周知いただけましたら幸いです。

制度について疑問点がございましたら、日本政策金融公庫の事業相談資金ダイヤル(0120-145-505)に、お問合せ下さいませ。

経済産業省
商務情報政策局 商務・サービスグループ
消費・流通政策課 (併) キャッシュレス推進室

キャッシュレス決済を導入する 中小・小規模事業者の皆様の 資金繰りを支援します！



日本政策金融公庫による低利融資制度のご案内

キャッシュレス決済を導入する中小・小規模事業者の皆さまの資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫において低利融資制度を創設しました。

「キャッシュレスを導入したいけど、入金サイクルの遅れによる資金繰りの悪化が心配…」、「決済事業者に支払う手数料の負担が心配…」という中小・小規模事業者の方がご利用いただける融資制度です。

キャッシュレス決済とは

- キャッシュレス決済とは、クレジットカード、電子マネー（プリペイド）、QRコードなど、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段を指します。



対象となる中小店舗

- 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業を営む事業者(注1)のうち、
- キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

資金使途

- キャッシュレス決済に対応するために必要な（長期）運転資金

融資限度額

【中小企業事業】 2億5,000万円
【国民生活事業】 4,800万円

貸付利率^(注2)

【中小企業事業】 基準利率-0.4%
【国民生活事業】 基準利率-0.4%

(注1) これらの事業者を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。

(注2) 信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

融資制度をご利用されたい方へ



2020年2月14日(金)から
融資のお申込みを受け付けています！

お問合せ先

■ 株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

事業資金相談ダイヤル（受付時間：平日9時～19時）
（行こうよ！ 公庫）



0120-154-505

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください

※最寄りの日本公庫支店については、下記の日本公庫ウェブサイト「店舗案内」をご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

